



アウトオブコマース(OoC)の放送アーカイブ 活用に向けて 教育目的利用のための権利制限規定創設の私案

大高 崇（NHK放送文化研究所・主任研究員）

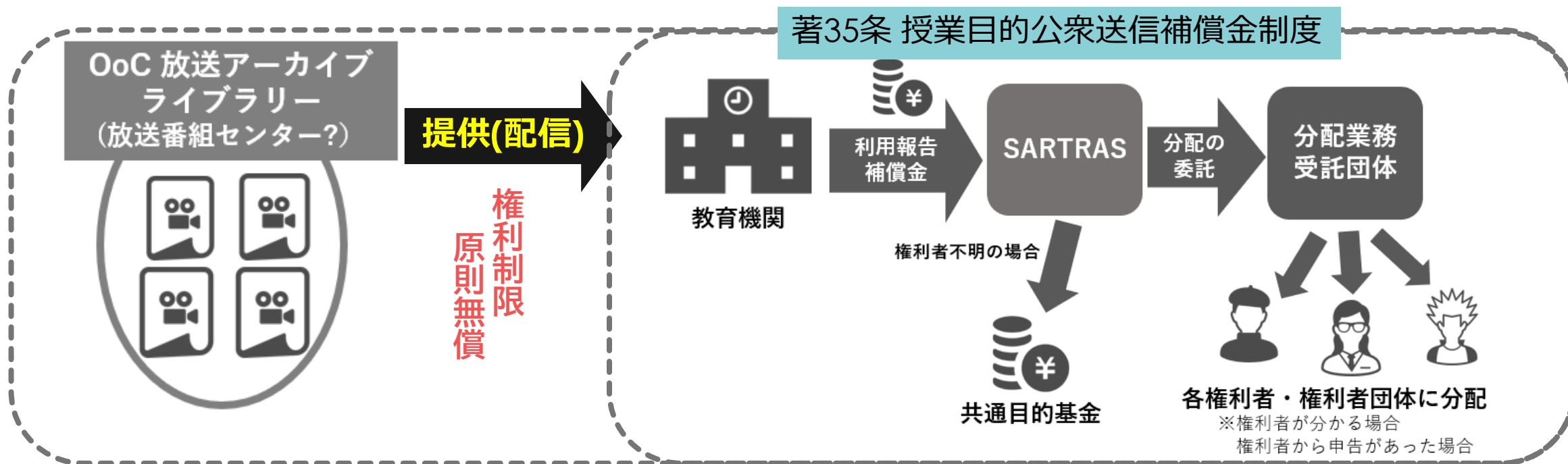
2022.6.26 DAフォーラム

問題の所在

- ▶ **放送アーカイブ**（放送局等に保存される過去の番組の映像・音声）
NHKは番組だけで100万超 そのうち**大半は「死蔵」**
- ▶ **著35条**の授業利用での権利制限は、**教師らが自ら入手した著作物**が対象
「録画し損ねた」「購入できない」番組は、そもそも対象ではない
- ▶ **教育のICT化...オンラインでの放送アーカイブ提供要望多数**
学校向け(NHK for School)だけでなく、一般番組の授業目的提供が求められる
⇒⇒ **「権利の束」放送番組は権利処理困難などの理由で要望に応えられない**

授業目的での放送アーカイブ「提供」を 権利制限とする私案

- ▶ 一般提供していない放送アーカイブをアウトオブコマーンス（OoC）と定義
放送局等から教育機関に限定して提供（配信）する行為を権利制限対象に



私案の検討(1)

「死蔵」の放送アーカイブはOoCか？

▶ OoC・・・EUデジタル単一市場における著作物指令

恒久的に文化遺産機関のコレクション内に存在する商業的に入手できない著作物

- 文化遺産機関 ⇒ NHKアーカイブス/放送番組センターも文化遺産機関といえる
- 商業的に入手できない ⇒ そもそも放送番組は市場流通を想定していない
一部の市販/配信を除き、大半が入手困難

▶ 著31条 国会図書館の絶版等資料の送信（権利制限）

流通在庫がなく、商業的に電子配信されていない、一般に入手困難な資料

- 「図書館」を放送番組センター等に当てはめれば「絶版等資料」になり得る

私案の検討 2

権利制限して、権利者を保護できるか

▶ スリーステップテスト（ベルヌ条約）

- 特別の場合 ⇒ 授業であり、特別。
- 著作者の正当な利益を不当に害さない ⇒ 補償金分配あり（もともと利益なし）
- 著作物の通常の利用を妨げない
 - ⇒⇒ 「テレ東BIZ教育機関向け」など既存の有料サービスを圧迫？
 - ⇒⇒ 国会図書館の「除外手続き」を行い入手可能性等の確認を要する

▶ 私案は権利制限の要件を満たすと考え得る

私案の効果/課題/求められること

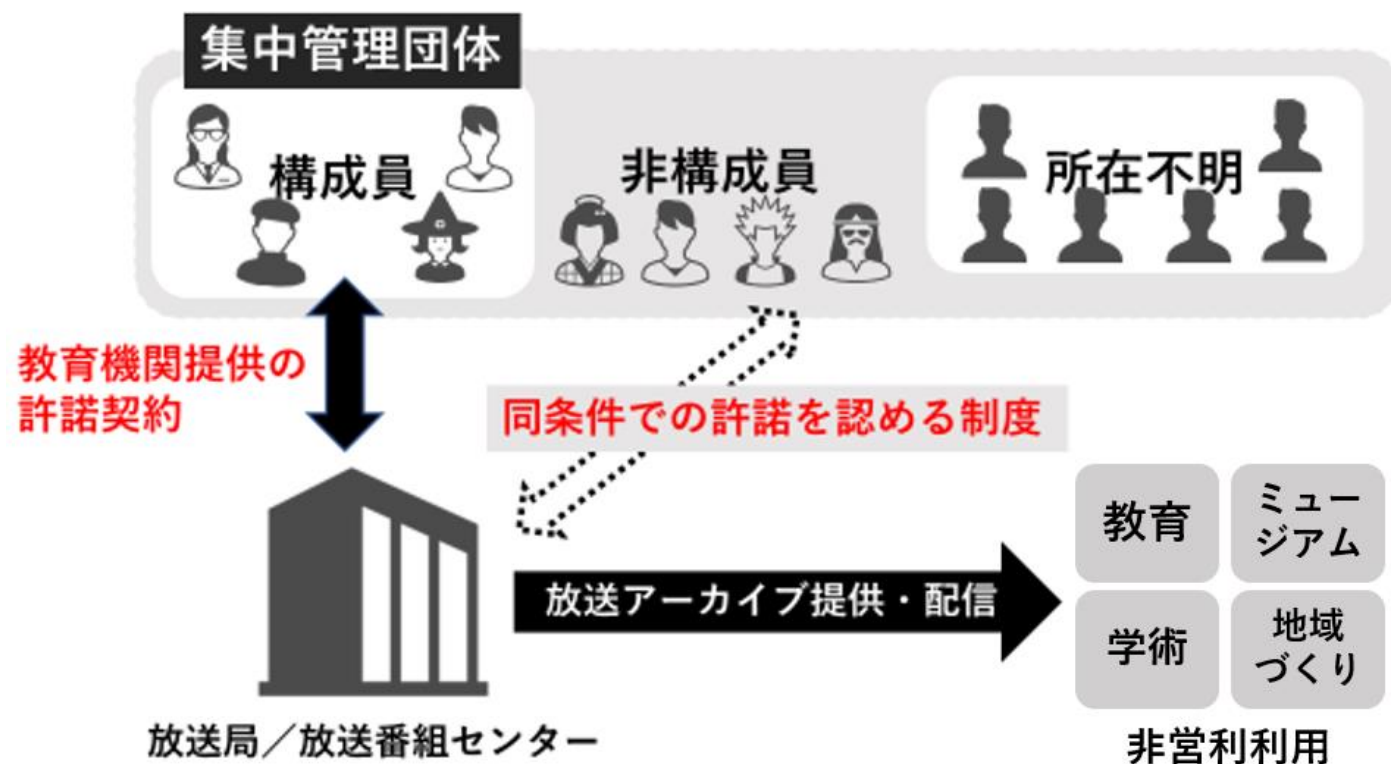
【効果】

- ▶ 放送アーカイブの「死蔵」激減と、教員・生徒の選択肢拡大
- ▶ 現行規定と運用の枠を大きく変更せずに実施可能
- ▶ 補償金の分配によって権利者に予定外の利益をもたらし得る

【課題／求められること】

- ▶ 放送局、放送番組センター、権利者団体の連携とルール策定
- ▶ 既存配信サービス保護のための「除外手続き」と提供番組名の公表
(ジャパンサーチ連携)
- ▶ 人権上の観点からオプトアウトの申し出に対応できる機能・体制

求められる**拡大集中許諾**（ECL）

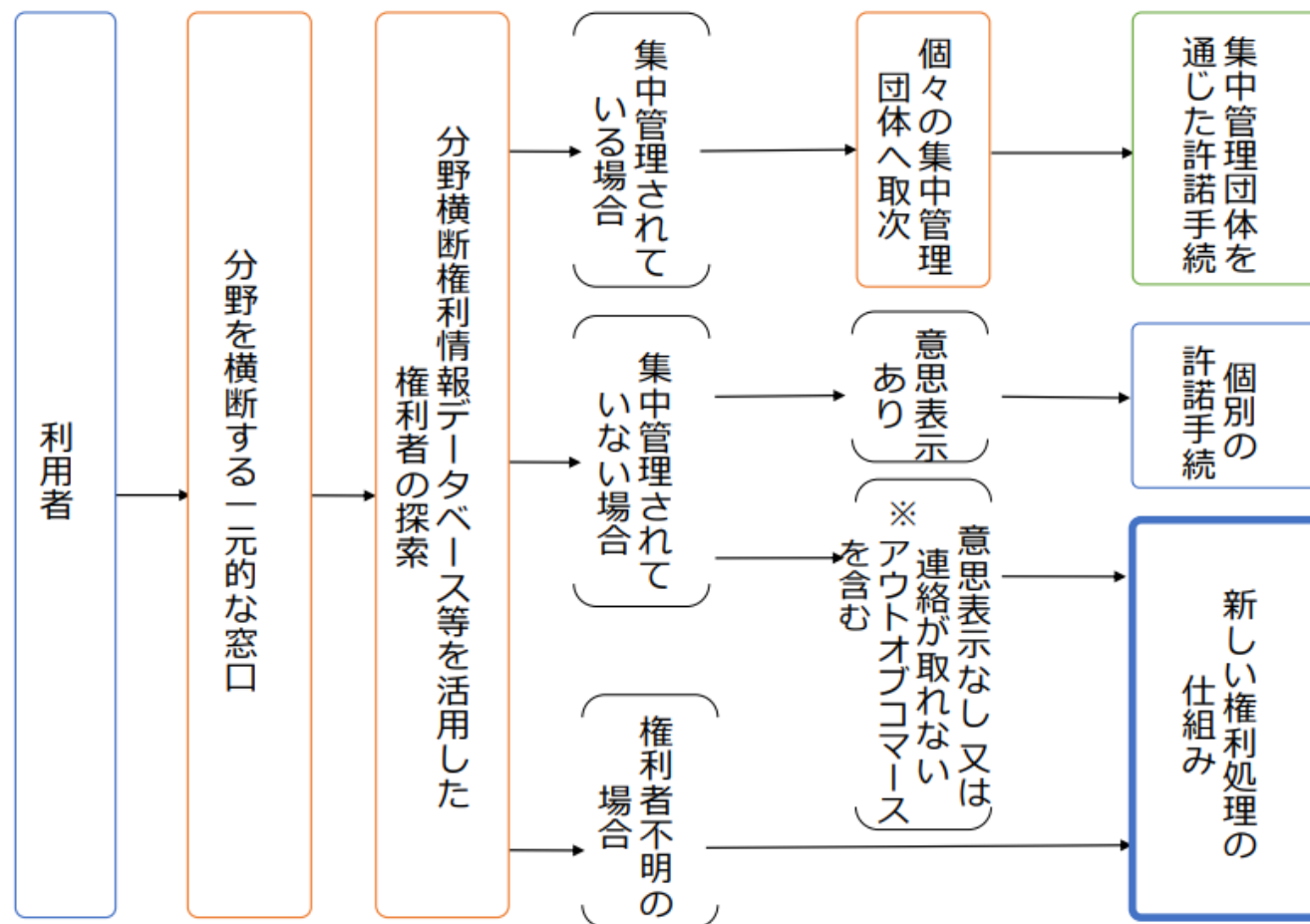


- ▶ 利用者側の利便性からは ECLがより好ましい
- ▶ 組織率低い著作物分野など 課題は多い
- ▶ EU指令のOoC非営利利用も ECLによる運用が前提

【参考】フィンランドでは・・・
2002年以前の放送アーカイブ
のECLがある

新しい権利処理 の仕組みへの期待

- ▶ 一元적窓口・データベース
- ▶ 裁定制度のさらなる簡素化
- ▶ 放送アーカイブ
「大量活用」できるか



まとめ：

放送アーカイブ＝公共財の活用に向けて

- ▶ 放送開始100年（2025年）は間近に迫っている
- ▶ この100年を記録した映像・音声
さまざまな場面で文化発展に資するはず
- ▶ アーカイブ活用促進に向けて、放送界は
権利者など関係者と協議・連携に本腰で取り組むべき時



ご清聴ありがとうございました。

大高 崇 ootaka.t-gs@nhk.or.jp